

農福連携のご紹介 ～福祉事業所について～

農福連携とは、障がい者などが農業現場で働き、社会へ参画していく取り組みです。

農福連携をする場合、近くの福祉事業所に作業を依頼することになると思いますが、福祉事業所と言っても様々な種類があります。農業分野で活躍しているのは主に「就労継続支援事業所（A型・B型）」ですが、「就労移行支援事業所」というものもあります。

1. 事業所の違い

(1) 就労継続支援事業所（A型・B型）

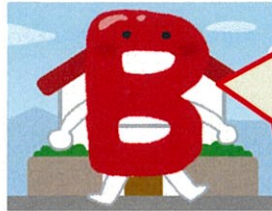
一般企業への就職が難しい方に対して働く場を提供する事業所。

利用者と事業所が雇用契約を結び、利用者へは給与が支払われます。

<A型事業所>



<B型事業所>



利用者と事業所が雇用契約を結ばず、利用者は成果報酬として工賃を受け取ります。

(2) 就労移行支援事業所

一般企業への就職を目指して、ビジネスマナーやコミュニケーションスキルなどを身に着けるための事業所。利用者は発達障害や精神障害を抱えている方が多く、一度は就職したものの、人づきあいが苦手で職場の雰囲気になじめず退職して、社会復帰を目指して通所している方もいます。



2. 各事業所の農業分野での活躍の場

就労継続支援事業所

短期的

- ・ 出荷用段ボールの組み立て
 - ・ 水稲用育苗箱の洗浄
 - ・ 圃場の雑草除去など
- 特定の作業を委託するが多い。



就労移行支援事業所

長期的

「作業体験」や「障害者トライアル雇用」等を活用し、継続雇用に繋がる場合もあります。

※就労移行支援事業所で多種多様なトレーニングを受け、就労可能と判断された方が対象です。



3. JA全農にいがたの取り組み

本会では、新潟市内の就労移行支援事業所の利用者から、敷地内の園芸実証ハウスをカリキュラムの一環として活用していただき、ミニトマトの「芽かき」「収穫」「選別」作業を、週1回手伝ってもらっています。

＜収穫作業＞



＜選別作業＞



皆さん一生懸命で、作業内容もしっかりしているので、安心して作業を任せられます。



4. 障害者トライアル雇用について

「障害者トライアル雇用」は、ハローワークの紹介により、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的としており、継続雇用後のミスマッチを防ぐことも期待できます。また、このトライアル雇用には、国からの助成（月額最大4万円～（最長3か月間））が受けられます。

※各地区のハローワークが実際の手続きの窓口になります。また、活用には様々な要件等がありますので、事前にハローワークにご確認をお願いします。



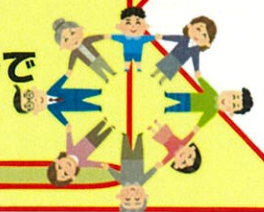
JA全農にいがたの園芸実証ハウスを利用している事業所から、農業への就職について要望があります。ご検討いただける方は、JA全農にいがた担当窓口までご連絡をお願いいたします。

※担当窓口：JA全農にいがた 担い手・営農支援部 担い手・営農支援課 小川・高橋
TEL:025-232-1550 メール:zz_nt_ninaite@zennoh.or.jp

障害を抱える方にとって、農業は身体的にも精神的にも良い効果があると言われています。

また、生産者の皆様にとっても人手不足の解消が期待できます。農福連携で生産者と障がい者が共に幸せな、地域農業をつくりませんか？

ご興味のある方、JA全農にいがた 担い手・営農支援部までご相談ください。



(担い手・営農支援部 担い手・営農支援課)

※ 掲載内容の無断使用・転載を禁じます。